

平成 30 年 12 月 21 日

文部科学大臣 柴山 昌彦 殿

一般社団法人日本音楽著作権協会
会 長 いで はく

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
会 長 野村 萬

一般社団法人日本レコード協会
会 長 重村 博文

私的録音録画補償金制度の早期見直しに関する要望書

1. 要望の趣旨

著作権法第 30 条 2 項の「私的録音録画補償金制度」の早期見直し求める。

- ① 録音専用機器等の速やかな政令指定を求める。
 - ・録音機器等・・・ポータブルオーディオプレイヤー、ハードディスクレコーダー
(音楽専用、据置型)、録音機能付きカーオーディオ、カーナビなど
- ② 汎用機器については引き続き検討し来年度結論を出すものとする。

2. 要望の理由

- ① 平成 4 年の著作権法改正により導入された私的録音録画補償金制度は、私的録音録画の実態に応じた対応機器等の追加の政令指定が行われないうちになっており、機能不全に陥っている。
- ② 平成 27 年度より「著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」で検討を行ってきており、文化庁が実施した私的録音・録画実態調査の結果では 4 年前に比べて大きな実態の変化がなかったことを踏まえ、文化庁は今年度 4 年間の「審議結果のまとめ」を行う予定としていたが、現在のところ「審議経過報告」に留まる見込みである。
- ③ 問題の先送りは権利者の不利益を一層拡大させるものであり、私的録音録画専用機器等で現在政令指定されていないものを速やかに追加で政令指定するとともに、汎用機器（パソコン、スマートフォン、タブレット端末等）を補償金の対象とすることの課題は来年度継続審議した上で結論を出すことが適切と考える。

以上